

新	旧
<p>福島県農業・農村振興条例</p> <p>目次 前文 第一章 総則(第一条―第六条) 第二章 農業及び農村の振興に関する基本施策 第一節 農業及び農村振興の基本方針(第七条) 第二節 農業及び農村振興の主要施策(第八条―第十九条) 第三章 農業及び農村の振興に関する施策の推進(第二十条―第二十三条)</p> <p>附則 福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。</p> <p>近年、気候変動などの地球規模の環境問題の発生や世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び遊休農地の増加など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。</p> <p>このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある</p>	<p>福島県農業・農村振興条例</p> <p>目次 前文 第一章 総則(第一条―第六条) 第二章 農業及び農村の振興に関する基本施策 第一節 農業及び農村振興の基本方針(第七条) 第二節 農業及び農村振興の主要施策(第八条―第十八条) 第三章 農業及び農村の振興に関する施策の推進(第十九条―第二十二条)</p> <p>附則 福島県の農業及び農村は、緑豊かな恵まれた自然と広大な県土にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより地域社会の形成と県民生活の向上に大きな役割を担うとともに、林業、水産業と連携を図りつつ、森・川・海とめぐる循環の理念の下、県土の保全にも重要な役割を果たしてきた。</p> <p>近年、 世界的な人口の増加による食料の不足、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化、農業就業人口の減少や高齢化及び耕作放棄地の増加、さらには新たな環境問題の発生など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。</p> <p>このような状況の下で本県の農業を魅力あるものとし活力のある農村を築き上げるには、大消費地に近接するという地理的な優位性、さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域特性を生かしながら、中通り、会津、浜通りと地域ごとに特色ある</p>

農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、食料安全保障の確保に努めることはもちろん、県土の保全や環境と調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、農業及び農村を取り巻く環境に重大な影響をもたらし、特に、原子力災害による放射性物質の影響は、甚大な被害をもたらした。この災害から立ち上がり、これを取り越えていくため、本県の農業及び農村の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 〔略〕

（基本理念）

第二条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能

（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）第四

条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にか

農業の展開を図ることが重要である。

また、試験研究及び普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、県土の保全や環境と調和した農業を推進するとともに、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。

加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、県民一人一人が農業に対する認識を共有しながら県産農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、農業及び農村を取り巻く環境に重大な影響をもたらし、特に、原子力災害による放射性物質の影響は、甚大な被害をもたらした。この災害から立ち上がり、これを取り越えていくため、本県の農業及び農村の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要である。

このような考え方に立って、福島県の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐとともに、広くその振興の方策を明らかにするために、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 〔略〕

（基本理念）

第二条 農業は、その有する農産物の供給機能及び多面的機能

（食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）第三

条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の重要性にか

んがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2
〔略〕

3 農業及び農村の振興は、食料安全保障の確保に向け安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

4
〔略〕

（県の責務）

第三条 〔略〕

2
〔略〕

（市町村の役割）

第四条 〔略〕

（農業者及び農業関係団体の努力）

第五条 〔略〕

（県民の役割）

第六条 〔略〕

第二章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第一節 農業及び農村振興の基本方針

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

んがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的かつ安定的に組み合わせられた農業が確立されるとともに、その持続的な発展が図られなければならない。

2
〔略〕

3 農業及び農村の振興は、
安全な食料を安定的に供給することはもちろん、自然の有する循環機能の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。

4
〔略〕

（県の責務）

第三条 〔略〕

2
〔略〕

（市町村の役割）

第四条 〔略〕

（農業者及び農業関係団体の努力）

第五条 〔略〕

（県民の役割）

第六条 〔略〕

第二章 農業及び農村の振興に関する基本施策

第一節 農業及び農村振興の基本方針

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 農業の担い手の育成及び確保並びに多様な農業者等も参画しながら地域の特性を生かした農業を促進すること。

二 [略]

三 県民一人一人が県産農産物入手でき、一食一食を大切に健康で豊かな食生活を送ることができるよう、食料安全保障の確保に向け、県産農産物の安定生産に努めること。

四 [略]

五 [略]

第二節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第八条 [略]

2 [略]

(農業経営の安定等)

第九条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進、家畜の伝染性疾病及び植物に有害な動植物の発生の予防及びまん延の防止その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第十条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、地域の話し合いによる農地の集積及び集約化の促進等

優良農地の確保、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産方式の導入促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上等)

第十一条 [略]

一 農業の担い手の育成及び確保並びに地域の特性を生かした農業を促進すること。

二 [略]

三 安全かつ良質な食料供給の確立を図るとともに健全な食生活の普及及び定着

に努めること。

四 [略]

五 [略]

第二節 農業及び農村振興の主要施策

(農業の担い手の確保等)

第八条 [略]

2 [略]

(農業経営の安定等)

第九条 県は、農業経営の安定及び多様化を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進
その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業生産性の向上)

第十条 県は、農業生産性の向上を図るため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等

優良農地の確保

その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上等)

第十一条 [略]

2 〔略〕

〔地域の特性を生かした農業の促進〕

第十二条 〔略〕

〔農産物の販路の拡大等〕

第十三条 県は、農産物の付加価値の向上及び創出、広域的集荷体制の強化及び国内外での販路の拡大を図るため、県産農産物の安全性の確保、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関連する産業との連携強化の促進、知的財産の保護及び活用その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、県産農産物の安全性を確保するための検査その他必要な措置を講ずるものとする。

〔農業関係団体との連携強化〕

第十四条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の集積及び集約化、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

〔環境と調和した農業の推進〕

第十五条 〔略〕

〔都市と農村との交流の促進〕

第十六条 〔略〕

2 〔略〕

〔地域の特性を生かした農業の促進〕

第十二条 〔略〕

〔農産物の販路の拡大等〕

第十三条 県は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、県産農産物の安全性の確保、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関連する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、東日本大震災からの復興再生に向けて、県産農産物の検査体制の更なる強化促進その他必要な措置を講ずるものとする。

〔農業関係団体との連携強化〕

第十四条 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業関係団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

〔環境と調和した農業の推進〕

第十五条 〔略〕

〔都市と農村との交流の促進〕

第十六条 〔略〕

(鳥獣害の対策)

第十七条 県は、鳥獣による農作物等の被害を防止するため、鳥獣の農地への侵入の防止その他必要な措置を講ずるものとする。

(中山間地域等の総合的な振興)

第十八条 [略]

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第十九条 [略]

第三章 農業及び農村の振興に関する施策の推進

(基本計画の策定)

第二十条 [略]

2 [略]

3 [略]

(年次報告)

第二十一条 [略]

(財政上の措置)

第二十二条 [略]

(啓発)

第二十三条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(中山間地域等の総合的な振興)

第十七条 [略]

(多面的機能に関する県民理解の促進)

第十八条 [略]

第三章 農業及び農村の振興に関する施策の推進

(基本計画の策定)

第十九条 [略]

2 [略]

3 [略]

(年次報告)

第二十条 [略]

(財政上の措置)

第二十一条 [略]

(啓発)

第二十二条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第六九号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第六九号）
この条例は、公布の日から施行する。